

海岸保全施設整備事業（局部改良事業）（継続）

【110（210）百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを目的として、海岸保全施設の整備を推進します。

（海岸保全施設等の現状）

- ・ 平成19年に発生した台風4号や新潟県中越沖地震などのように、近年甚大な自然災害が多発化しています。
- ・ 地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による破滅的な災害などが懸念されており、その対策が喫緊の課題となっています。

政策目標

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等について防災・減災対策を実施

3.5万ha（H14年度） 2.2万ha（H19年度）まで減少

<内容>

農地及び農業用施設を高潮、津波、波浪による浸水被害等から未然に防ぐため、海岸管理者が管理する海岸保全施設のうち、早急に事業効果を発揮することを目的とし、事業規模が小さく早期に完成できる海岸保全施設を対象とした新設・改良工事を実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 地方公共団体等
2. 補助率 1 / 2等
3. 事業実施期間 昭和33年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2210（直））]